

日ラグ協発 第17-048号  
平成29年4月17日

関東ラグビーフットボール協会  
会長 水谷 眞 様  
関西ラグビーフットボール協会  
会長 坂田 好弘 様  
九州ラグビーフットボール協会  
会長 森 重隆 様

(公財) 日本ラグビーフットボール協会

専務理事 坂本 典幸  
総務委員長 小畔 東



### 公式戦における広告掲出について (通知)

拝啓 平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、公式戦における広告の掲出につきましては日本協会の規程により、下記の通り定められております。

つきましては、貴協会におかれましても加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 選手の服装に関する規程

##### 第7条 (広告の掲出)

チームの選手は、企業等の広告を掲出した服装を着用して公式戦（日本協会、支部協会、都道府県協会、全国高等学校体育連盟等の主催する試合をいう。以下、この条において同じ。）に出場することができない。

2 チームの選手は、企業等の広告を掲出したスタジアムコート、トラックスーツ等（全ての衣類を対象とする）を着用し、又は企業等の広告を掲出した競技運営備品等（全ての所持品を対象とする）を所持して公式戦の行われている競技場敷地内に立ち入ることができない。

3 前2項の規定は、当該広告が日本協会と企業等との間の契約に基づくものである場合、又は日本協会が広告掲出を特に承認した場合には適用しない。

以上